

税収の使途について

1. 税収の使途に関する検討事項

施策総合企画小委員会中間取りまとめにおいて、温暖化対策税を導入する場合には、相対的に低い税率を設定し、併せて税収を活用するという方法には一定の合理性があるものと考えられるとされている。どのような対策に税収を充てるかは重要な課題であり、施策総合企画小委員会の中間とりまとめを踏まえて、今後、できる限り方向付けを行う必要がある。

施策総合企画小委員会中間取りまとめ（抄）

（使途の内容）

- 税収の活用を考えるに当たっては、府省の所管にかかわらず、政府全体で、効率的で確実な二酸化炭素削減につながる対策への支援を行うことを基本とすべきである。
- 使途の内容や効果等を明確に示し、透明性のある使い方をすべきである、また、税収を用いて費用対効果の良い対策から優先的に実施する仕組みを設けることを検討すべきである、補助金よりも行政コストが比較的小さい租税特別措置のような施策が望ましいという指摘があった。
- さらに、個人・法人所得減税や社会保険料の軽減などによって、税収中立を目指す考え方を示す指摘もあった。
- 具体的な使途のイメージとして、専門委員会報告は、省エネ機器の買換え促進等の一般家庭の取組支援、低公害車・低燃費車の普及促進やモーダルシフト等運輸部門の取組支援、先駆的な対策技術の導入支援等事業者の取組支援、代替フロン等 3 ガス削減対策、森林対策、京都メカニズムの有効活用などを例示している。
- 京都議定書の削減目標達成のために算入できる我が国の森林経営による獲得吸収量の上限値は基準年総排出量比約 3.9%であるが、民有林等の経営状態が厳しい現状における森林整備水準では、2010 年度における吸収量の見通しは約 3.1%程度にとどまるおそれがある。このため、税収を森林整備や木材使用、バイオマス使用等の森林吸収源対策に積極的に活用すべきであるとの指摘があった。
- また、風力発電、太陽光発電やバイオマス発電などの自然エネルギーの促進に活用すべきという指摘があった。
- 我が国で温暖化対策に関連する施策のために毎年支出されている 1 兆 2,000 億円を超える政府予算の評価・見直しを十分に踏まえるべきとの指摘があった。
- 税収の使途については、今後、これらの点に十分留意しつつ、早急にその具体像を提示していく必要がある。

（特別会計とするか、一般財源とするか）

- 温暖化対策税制について国民の理解を得るためには、税の目的・使途を明確にすべきであり、温暖化対策税制を温暖化対策の目的税とし、特別会計とすべきだとの指摘があった。しかし、特別会計を設けた場合には、予算の硬直化を招くおそれがある。このため、特別会計を設けない場合であっても税収が温暖化対策に用いられるための措置を検討すべきである。

（地方公共団体の位置付け）

- また、温暖化対策については、国との連携の下、地方公共団体においても一層積極的に実施されることが期待される。各地域における様々な取組を促進するために、地方公共団体にも税収を配分すべきだとの指摘があった。税収の一部を地方の財源とする場合においても、国と同様に、当該財源が確実に温暖化対策に用いられるための措置を検討すべきである。

2. 税収の使途についての考え方

税収の使途の設計を行う場合、一般的に税収の活用方法としては、以下の方向性で考え方を整理することができるのではないか。

- I その全てを温暖化対策の財源として活用する。
- II 一般財源としてより幅広い財政目的に活用する。
- III 温暖化対策の財源とするとともに、一般財源としても幅広い財政目的に活用する。

これらを検討するに当たっては、国民経済の視点から税収を適切に還元することとし、税率及び税収の活用方法に応じた削減効果、税と規制・自主的取組等他の手法との役割分担の在り方、また、社会的要請や国民の理解への配慮などの観点から総合的に検討する必要がある。

	使途
I 温暖化対策の財源	温暖化対策の財源として活用する。 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 省エネ機器の買換え促進・ 低公害車・低燃費車の普及促進、モーダルシフト・ 先駆的な対策技術の導入支援・ 自然エネルギーの促進・ 代替フロン等3ガス削減対策・ 森林対策・ 京都メカニズムの活用
II 一般財源	幅広い財政目的に活用する。 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 公的サービス一般・ 社会保険料軽減の財源 例) 年金、医療保険、介護保険、雇用保険等・ 個人・法人所得課税減税の財源
III 温暖化対策の財源 ＋一般財源	温暖化対策の財源とするとともに、一般財源としても幅広い財政目的に活用する。

3. 諸外国の温暖化対策税制における税収の使途

諸外国の温暖化対策税制における主な税収の使途は以下のとおりである。

国名	使途の例
フィンランド	○一般財源（所得税等の減収分に活用）
スウェーデン	○一般財源（所得税等の減収分に活用）
ノルウェー	○一般財源
デンマーク	○一般財源 （民生部門からの税収は、石油等の個別消費税の減税に充当。産業部門からの税収は、雇用者の社会保険負担の軽減、中小企業用補助金、省エネ投資補助等として産業部門に還元）
オランダ	【一般燃料税】 ○一般財源
	【エネルギー規制税】 ○他の税の軽減や省エネ等に対する財政的措置を通じて、課税対象部門（家庭及び企業）にそれぞれの納税額に応じて還元。
ドイツ	○税収のうち、90%弱を雇用者、被雇用者両方の年金保険料負担の軽減に用いる。 ○残りは、再生可能エネルギーの普及等温暖化対策に使用している。
イタリア	○一般財源（社会保険負担の軽減、エネルギー効率を高めるための設備投資への補助等に活用。）
イギリス	○税収の大半（約80%）は、雇用者の年金保険料負担額の引き下げ（0.3%）により産業部門に還元。 ○カーボントラスト（政府の設立した独立の非営利企業）等がエネルギー効率対策事業を実施。 ○省エネ投資に対する資本控除拡大制度実施の財源に充当。

英国における税収と使途

『経済的措置と事業用エネルギー使用 (マーシャル・レポート)』(1998年)

<抜粋>

環境税の税収を一般的な事業関係の税の軽減を通じて還元することは魅力的である。それは簡素で透明性がある。それは、税負担の対象を、労働などの”Goods”から”Bads”に移行させようという政府の意図とも合致している。

多くの人は、環境税は「二重の配当」を提供する可能性があるとは指摘してきた。すなわち、環境を改善すると同時に、労働に係る税を軽減させ、雇用について好影響を与えることができる、という考え方である。最近ドイツの新政権が導入した税のパッケージも、エネルギー関連税を増税させるとともに賃金以外の労働コストを削減させているもので、同様の考え方に基づいている。もちろん、その効果の定量的評価はどの経済モデルを用いるかによって異なる。しかし、適切な仕組みを用いるならば、税負担の移行によって、経済の生産と雇用の双方について効果を挙げることが可能になると考える。税収の使途について考える際には、そのような効果を最大化するためにどうするべきかを、政府は慎重に考える必要がある。

しかし、環境税の税収を一般的な事業関係の税の軽減に充てることは、省エネルギーの改善や温室効果ガスの削減に向けた、追加的なインセンティブにはならないだろう、ということも認識している。それは、エネルギー集約型使用者よりもエネルギー低密度使用者に有利に働くであろう。なぜなら、エネルギー集約型使用者は、資本集約型であり、往々にして利益率は高くない。そのため、一般的な事業関係の税の軽減を通じた還元は、製造部門のエネルギー集約型産業よりも、サービス産業に有利に働く傾向にあるかも知れない。このことから、少なくとも税収の一部を省エネ促進を目的とする仕組みに直接充てるケースを考えることができる。

(環境省仮訳)

※ マーシャル・レポートとは、1998年11月に、当時の英国産業連盟会長であるマーシャル卿が英国財務省からの依頼でタスクフォースを設けて、取りまとめた政策提言。この提言が現在の英国の気候変動税の土台となっている。

ドイツにおける税収と使途

ドイツ連邦環境省『環境税制改革：環境財政改革に向けた導入、継続と更なる発展』(2004年)

<抜粋>

税収

環境税収は、ほぼ全て(90%以上)納税者に還元されることとなる。環境税収(約186億ユーロ)の最も大きな割合(約90%)が、雇用者と被雇用者が納める年金保険料の段階的な引き下げと安定化(1998年に20.3%だったものを2001,2002年には19.1%に、2003年には19.5%に)のための財源に充てられてきた。環境税がなければ、全般的な人口統計学的な変化が保険料の負担割合の引き上げに拍車をかけ、これらの保険料は2003,2004年には21.2%にもなっていたであろう。税収の一部(年間数億ユーロ)は、再生可能エネルギーを促進するのに用いられている(1999,2000年にはそれぞれ約1億ユーロ、2001年には約1.5億ユーロ、2002,2003年にはそれぞれ約1.9億ユーロ、2004年には約2億ユーロ、2005年には約2.2億ユーロ、2006年には約2.3億ユーロ)。

根本的な改革と合わせて、環境税制改革の税収はこのように、年金保険システムの長期的な保護に貢献していると言える。この結果、環境税によって、企業にとって雇用は受け入れ可能なものであり続け、また被雇用者による社会保険料の負担が1998年より低い水準に安定し続けた。

一般財源の強化にはわずかに10億ユーロしか充てられていない。この点は環境税制改革における厳格な税収中立という原則からの逸脱ではあるが、一時的な、それ故に正当化されうるものである。根本的には、環境税制改革は、今も労働者/雇用からエネルギー消費への税負担の移転で成り立っており、環境保護への直接的な支援も含まれている。

2003年からは、追加的な1.6億ユーロが毎年ドイツ復興金融公庫による二酸化炭素対策を重視した建築物改修計画に充てられており、その補助金は、石炭暖房炉と夜間備蓄の熱供給システムの切替に対しても与えられている。この結果、一部の追加的税収が環境保護に直接的に役立てられている。環境保護に役立つものへの減税(訳注：低硫黄・超低硫黄燃料への減税等)と合わせて、計算上、税収の約13%程度が環境保護に役立てられている。また増大するエネルギー課税がエネルギーを節約しようというより強いインセンティブを与えるため、エネルギー消費の減少によっても環境は保護される。

(環境省仮訳)

4. 税収の使途として考えられる温暖化対策の例について

(1) 大綱の見直しにおける追加的な対策

環境税の税収をどのような温暖化対策に充てるかについては、政府の温暖化対策を総合的に取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」の見直し作業を踏まえて検討すべきである。中央環境審議会地球環境部会「地球温暖化対策推進大綱の評価見直しに関する中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめという。）は、6%削減約束の確実な達成のために追加的な対策や施策の導入が不可欠としている。

それら対策・施策の中には、規制や自主的取組によるもののように経済的措置でないものもあるが、実現するためには経済的措置が必要なものも多い。

(2) 経済的措置を必要とする対策

中央環境審議会の地球環境部会、施策総合企画小委員会にそれぞれ提出されている「別添1」、「別添2」を用いて、経済的措置を必要とする対策について検討を行った。

- ①「別添1」には、大綱に掲げられた対策及び地球環境部会で提案された追加対策と関連する施策及びそれによる削減量の見込みが示されている。
- ②「別添2」では、「別添1」の、大綱に掲げられた対策及び地球環境部会で提案された追加対策と関連する施策（エネルギー起源 CO₂ に関するもの）について、その実施の確実性を高めるため、追加施策として自主的取組、情報的手法、経済的措置、規制措置のいずれが必要かが整理されている。

(3) 追加的な財源が必要と考えられる対策

○「別添2」において経済的措置が必要と記述されている対策から、原則として以下のものを除外した。

- ①「別添1」において削減効果を定量的に評価していないもの
- ②「別添1」において2010年時に見込まれるCO₂削減量が50万トン未満のもの
- ③現時点では当該技術の価格が不明なもの

また、エネルギー起源 CO₂ に関する対策以外で中間とりまとめにおいて有力な対策と位置づけられている以下のものを加えた。

- ①代替フロン等3ガスの対策・施策の強化
- ②吸収源の対策・施策の強化
- ③京都メカニズムに関する対策・施策の強化

- こうして抽出された対策（別添3）について、中間とりまとめにおける位置づけ、現行の支援措置の内容、市場規模、普及状況や価格等を勘案して、以下の①～③の観点から、追加的な財源の必要性について検討した。
- ①普及目標が設定されており、今後大幅な普及・導入が必要なため、追加的財政支援が必要と考えられるもの
 - ②中間とりまとめの見直し作業において大きな削減量が見込まれているもの、ないし現状では普及・導入が補助制度に支えられておりその継続・拡大が必要と考えられるもの
 - ③削減対策としての費用対効果が高いため、ないし先行導入の必要性が高いため、支援措置を講じていくことが適当と考えられるもの
- 今後更なる検討の必要はあるものの、別添3の対策はいずれも、実施の確実性を高めるために追加的財源を要すると考えられる対策であり、環境税の税収を充てる対策の有力な例であるといえることができる。
- これらを分類毎に整理すると以下の通りである。

世界最高水準のグリーンな交通の実現

- －低公害車、低燃費車の購入促進
- －鉄道へのモーダルシフトの促進

環境設備支援と環境産業の育成

- －省エネ機器の購入促進
- －ビルの省エネ改修（ESCO事業等）の促進
- －太陽光発電装置の導入促進

豊かで環境に優しい生活の実現

- －省エネ機器の購入促進
- －住宅の断熱向上
- －太陽光発電装置、燃料電池の導入促進

クリーンエネルギーへの転換

- －風力、太陽光、バイオマスなど新エネルギーの促進
- －天然ガス火力の設備利用率の向上

費用対効果の良い代替フロン等3ガス対策の推進

緑の国づくり（森林対策）

京都メカニズムの有効活用

(4) 税金を温暖化対策に活用する場合の対策費用の規模について

税金の使途として、前述の「(3) 追加的な財源が必要と考えられる対策」に掲げる対策が有力な候補と考えられるが、これらの対策に必要な費用の規模を定量化することは、現時点では困難である。

このため、一つのアプローチとして、経済モデルを用いて対策費用の規模を試算する方法を用いた。AIM モデルによる試算の結果、炭素1トン当たり約3,600円の税を課し、その税金を全て温暖化対策に用いると、エネルギー起源CO₂の対策強化ケースの見通しを達成できるとされ、その際の、産業・運輸・業務・家庭の4部門における補助の総額が10,100億円/年とされる(資料3-1参照)。これは、エネルギー起源CO₂排出量の目標を全て温暖化対策税で実現することを前提とした試算結果である。

実際には、追加施策として別添2にも示されているように、経済的措置の他に自主的取組、情動的取組、規制取組といった様々な施策がある。これら様々な施策による分担を考慮して、対策費用の規模をより小さくし、これに伴って温暖化対策税の税率をより低くすることが考えられる。

(5) 検討課題

以上は現段階における検討の結果であり、今後関係者と協議して更に詰めていく必要がある。

なお、上記に掲げられた対策の他、以下の点にも留意しつつ、今後の検討を進めていくことが適当である。

- ① 産業部門の自主行動計画などについては、既存支援策の対象となっているものも含まれるが、追加的支援が必要かどうか現時点では不明である。今後さらに検討していく必要がある。
- ② 2010年までに確実に効果を発揮するものを抽出したものであり、技術開発や都市構造の転換など中長期に削減効果を発揮する対策は掲げていないが、脱温暖化社会を実現していくという観点から、こうした対策への支援も考慮することが考えられる。
- ③ スーパーエコシップなどについては普及目標や費用の具体的情報を現段階では得られなかったため今回掲げていない。今後の検討の中で候補となりうるのではないかとと思われるものもある。

5. 目的税・特定財源に関する考え方

- 租税収入は、用途を特定せずに一般経費に充当する一般財源とするほか、次のように用途を特定する場合がある。

①目的税

特定の経費に充てることを目的として課される税であって、税法上その用途が特定されているもの（電源開発促進税、地方道路税、軽油引取税等）

②特定財源

税法には用途を特定する定めがないが、別途、特別会計法等で用途が特定されているもの（揮発油税、航空機燃料税等）

- 揮発油税などの目的税・特定財源は特定の公的サービスからの受益と負担との間に密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合に活用されているもの。
- 目的税・特定財源は、会計区分が明確となり、このような財源確保に有効な仕組みではあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化の一因となるといわれている。また、租税の基本的な考え方に照らすと、目的税・特定財源ではなく、一般財源とすることが基本的には望ましいとされている。
- 温暖化対策税制の設計に際しては、目的税・特定財源とし、税収を特別会計に繰り入れるということも考えられるが、一般財源として税収を一般会計に繰り入れた上、これを温暖化対策のための補助金や他の税の減税財源として明確にすることも、目的税や特定財源とすることと同様の効果を発揮し得ると考えられる。また、諸外国の例では、温暖化対策税制の収入が、社会保険料の負担軽減に充てられる等の活用がされていることが多い。
- 以上のことを踏まえ、地球温暖化対策を効果的に行うという観点に合わせて考慮しながら、今後制度設計を行うに当たり様々な工夫を講じる必要があるのではないかと。

（注）その他、法的にその税収は一般財源とされているが、結果として特定の目的に使われているものの例

・消費税

（毎年度の一般会計予算総則において、福祉目的に使う旨の規定が置かれている。）

・自動車重量税

（税創設の経緯より、国分の約8割相当額を道路整備に充てることとされている。）

(参考1)

税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月)より抜粋

2. 特定財源等とエネルギー関係諸税等

揮発油税、石油税等は使途を特定されている。特定の公的サービスからの受益と負担との間に密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合には、特定財源等が用いられてきている。特定財源等は、このような財源確保に有効な仕組みではあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招くおそれもあり、常にその妥当性を吟味していく必要がある。

中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会報告「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～」(平成15年8月)より抜粋

4 税収の使途についての考え方 —温暖化対策税の税収は何に使うのか—

仮に税収を温暖化対策に活用することとした場合、その際の具体的な仕組みについては、例えば、目的税や特定財源とし特別会計に繰り入れるということも考えられる一方、一般財源として一般会計に繰り入れた上、温暖化対策のために、これを補助金や他の税の減税財源として活用するということでも同様の効果を発揮し得ると考えられる。

(参考2) 特定財源等の概要

名称 (※目的税)	課税 主体	課税物件	税率	税 収 (16年度予 算)	使 途
揮発油税	国	揮発油 (ガソリン)	48,600円/kl	28,362億円	道路整備 (国の財源)
地方道路税※			5,200円/kl	3,035億円	道路整備 (全額を地方の財源と して譲与)
石油ガス税	国	自動車用石油ガス (LPG)	17.5円/kg	280億円	道路整備 (1/2は国の財源。1/2 は地方の財源として譲 与。)
自動車重量税	国	乗用車、バス、 トラック等	(例) 乗用車車両重量 0.5tごとに ・自家用6,300円(年) ・営業用2,800円(年)	11,265億円	・2/3は国の一般財源 (約8割相当額は道路 整備に充てることと なっている。) ・1/3は地方の道路整備 の財源として譲与
航空機燃料税	国	航空機燃料	26,000円/kl	1,064億円	空港整備等 (11/13は国の財源。 2/13は地方財源として 譲与。)
石油石炭税	国	原油、輸入石油製品	2,040円/kl	4,770億円	石油対策(国家備蓄、石 油開発等)及びエネルギ ー需給構造高度化対策 (新エネ対策等) (国の財源)
		輸入LPG	800円/t		
		国産天然ガス 輸入LNG	840円/t		
		石炭	230円/t		
電源開発促進税※	国	一般電気事業者の 販売電気	425円/1000kwh	3,593億円	電源立地対策及び電源 利用対策 (国の財源)
軽油引取税※	都道府県	軽油	32,100円/kl	10,750億円	道路整備
自動車取得税※	都道府県	自動車	・自家用 取得価額の5% ・営業用、軽自動車 取得価額の3%	4,572億円	道路整備

(注) 上記の他、入湯税等がある。

6. 地球温暖化対策における地方公共団体の役割

- 地方公共団体は、環境基本法や地球温暖化対策の推進に関する法律等において、地域の特性に応じた対策を推進する責務が課せられている。「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」（中央環境審議会地球環境部会）においても、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠であるとされている。
- また、現在においても、地方公共団体は、新エネ・省エネ施設への補助や森林対策など積極的に温暖化対策を行っている。
- このように、地球温暖化対策の推進に関する法律等において掲げられている温暖化対策における地方公共団体の役割や、地方において実施されている温暖化対策の現状等を踏まえれば、温暖化対策税制と地方の温暖化対策についての考え方は以下のとおり整理することができるのではないか。
 - 一 大綱の評価・見直しの結果、温暖化対策税制を導入し、その税収を温暖化対策に活用することとした場合において、その対策が、地方公共団体によって実施されるべきものであるとき（例えば、温暖化対策を促進するための活動推進センターの運営、庁舎・公立施設の改修等）は、その財源の確保を図るため、税収の一定割合を地方の財源とする必要があると考えられる。
 - 一 税収の一部を地方公共団体の対策に活用する方法を検討する際には、温暖化対策税制の一部を地方税とすること、地方譲与税や地方交付税の仕組みを活用すること、補助金・交付金を交付することが考えられる。

税財政における国と地方の関係についての現在の議論も踏まえると、可能な限り地方公共団体の自主性を損なわないようにする必要があるが、税収の一定割合を地方の財源とする場合には、国と同様に、当該財源が確実に温暖化対策に用いられるような措置を講じるべきである。

(参考1) 地方税、地方譲与税、地方交付税、補助金・交付金等の概要

○ 地方税

地方公共団体が徴収する税。用途を特定しない法定普通税（個人住民税、固定資産税等）と用途を特定する法定目的税（自動車取得税、軽油引取税等）に分かれている。

○ 地方譲与税

地方税として与えられるべき税を国が徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与するもの（地方道路譲与税、自動車重量譲与税等）。原則、各譲与税法により用途が特定されている。

○ 地方交付税

地域によって、地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べて地方税収が不足する団体に対し、その差額を埋めるために交付されるもの。特定の事務事業を標準的な行政を行うための支出の根拠に算入することはできるが、一般財源であり、用途を特定することはできない。

○ 補助金・交付金

国が地方公共団体に特定の事務事業の実施を奨励する等その施策を行うため特別の必要があると認められるとき等に交付するもの。用途が特定されている。

(参考2) 関係条文等

<「環境基本法」より抜粋>

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(※) 第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制・経済的措置、環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境の保全に関する教育、学習等民間団体の自発的な活動を促進するための措置 等

<「地球温暖化対策の推進に関する法律」より抜粋>

(国の責務)

第三条

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

<「地球温暖化対策に関する基本方針」より抜粋>

○ 地方公共団体の措置に関する基本的事項

ア 温室効果ガスの排出の抑制等の施策

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい地球温暖化対策を講ずる。地方公共団体の措置に関しては、例えば、以下の事項を基本とする。

- ① 地方公共団体は、地域づくりの推進者として、温室効果ガスの排出の抑制等に資する都市整備の推進、社会資本整備等の基盤づくり、木材資源の有効利用等の推進を図るとともに、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等の森林の保全及び整備や都市緑化等の二酸化炭素吸収源の保全及び強化に資する対策を実施する。
- ② 地方公共団体は、事業者や国民に身近な公的セクターとして、地球温暖化対策やエネルギーに関する教育、民間団体の活動の支援等を行うとともに、先駆的な取組の紹介や相談対応等を実施する。その際、都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員が設置・委嘱されている場合には、これらを活用し、きめ細かな対応を行う。
- ③ 地方公共団体は、対策の実効性を確保するため、社会資本の整備等その実施する対策について、具体的目標の設定に努めつつ実施することとし、定期的にフォローアップを行う。
- ④ 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの運営に当たっては、民間団体や住民の協力・参加が適切に確保されるものとする。
- ⑤ 地方公共団体の事務及び事業のうち、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講ずるよう要請するものとする。

イ 地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画

地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体の実行計画」という。）の策定・公表等については、以下を基本とする。

- ① 地方公共団体は、本基本方針 3. に定める政府の実行計画の規定に準じて、地方公共団体の実行計画の策定、点検、公表等を行うものとする。また、その策定に当たっては、地域の自然的・社会的条件に応じ、創意工夫して行うものとする。なお、市町村は、その規模能力に応じて地方公共団体の実行計画を策定する。
- ② 地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれる。

<地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月19日）より抜粋>

○ 国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取組の推進

地球温暖化対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠である。また、地方公共団体は、上記の（1）（→環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築）及び（2）（→ステップ・バイ・ステップのアプローチ）の基本的な考え方を勘案し、その地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

<「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」

（中央環境審議会地球環境部会）より抜粋>

（3）地域における対策の展開と地方公共団体の役割

- 日本各地で各主体の地球温暖化対策への参加を促すためには、各府省の壁を越えた連携施策の集中導入により、他の地域の模範となる先進的モデル地域が、目に見える形で数多く創出されることが重要である。
- また、こうした取組の波及効果を高めるためには、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員が主体的に参加することが期待される。
- さらに、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠である。地方公共団体は地域で地球温暖化対策を推進する責務を有するが、京都議定書の6%削減約束の履行は、国際法により国に課せられた義務であり、これを遵守するための対策については国が責任を持って実施していく必要があること、地方公共団体による温室効果ガス排出抑制対策の便益は当該地域に限定されず、全国的に及ぶものであることから、特に積極的な地方公共団体の取組については、補助を含め、国が積極的に支援することが適当である。

(参考3) 現行の地方譲与税制度について

譲与税目	地方道路譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	所得譲与税
譲与総額	地方道路税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の1/4	航空機燃料税収入の2/13	特別とん税収入額の全額	所得税 4,249 億円
課税標準及び税率	製造場からの移出又は保税地域からの引取数量 ○揮発油に係る税 53,800円/kl ・揮発油税 48,600円/kl ・地方道路税 5,200円/kl	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取数量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車・車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車 自家用(2年) 12,600円/自重0.5トン	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kl	開港へ入港する外国貿易船の総トン数 入港ごと 20円/トン (1年分一時納付60円/トン)	—
譲与団体	全都道府県 全市町村(特別区含む)	全都道府県 全指定都市	全市町村 (特別区含む)	空港関係都道府県(35) 空港関係市町村(126) (特別区含む)	開港所在市町村(191) (都を含む)	全都道府県 全市町村
譲与基準	○都道府県・指定都市: 43/100 ・1/2は一般国道・都道府県道の延長 ・1/2は一般国道・都道府県道の面積 ○市町村:57/100 ・1/2は市町村道の延長 ・1/2は市町村道の面積	・1/2は一般国道及び都道府県道の延長 ・1/2は一般国道及び都道府県道の面積	・1/2は市町村道の延長 ・1/2は市町村道の面積	○市町村: 4/5 ・1/3は着陸料収入額により譲与 ・2/3は騒音が著しい地区内の世帯数により譲与 ○都道府県:1/5 市町村の譲与基準により算定した額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	○都道府県:1/2 ○市町村:1/2 人口により按分
使途	道路費用	道路費用	道路費用	騒音による障害防止・空港対策	特定せず	特定せず
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月
譲与実績(H13年度)	2,972億円	140億円	2,859億円	161億円	107億円	—